

計画の概要

1. 目的

地震による建築物の倒壊等の被害から、町民の生命、身体及び財産を保護するため、住宅・建築物の耐震化を促進し、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることで、安全なまちをつくることを目的とします。

2. 位置づけ

耐震改修促進法第6条第1項に基づく耐震改修促進計画として策定します。

「国の基本方針」及び「県計画」を踏まえ、「第6次寄居町総合振興計画」、「寄居町地域防災計画」等の上位・関連計画との整合を図り、建築物の耐震化を推進するために必要な事項について計画しています。

3. 計画期間

令和4(2022)年度から令和8(2026)年度(5年間)

4. 本計画の対象とする建築物

種類	内容
(1) 住宅	戸建住宅、共同住宅 (長屋住宅、賃貸住宅、分譲住宅、店舗等併用住宅等も含む)
(2) 特定既存耐震不適格建築物*	① 法第14条第1号に定める建築物
	② 法第14条第2号に定める建築物
(3) 要緊急安全確認大規模建築物	法附則第3条第1号に定める建築物
(4) 町有建築物	町有建築物のうち、指定避難所等災害対策上において重要な建築物 ※(2)及び(3)に該当する建築物を含む

※特定既存耐震不適格建築物： 建築基準法等に適合しない建築物のうち、特定の用途でかつ一定規模以上のもの

建築物の耐震化の現状と目標

1. 住宅

令和8(2026)年度の耐震化率の目標は92%とします

92%の目標耐震化率を達成するためには、施策の推進により445戸(1年あたり89戸)の耐震化が必要となります。



2. 特定既存耐震不適格建築物

(1) 多数の者が利用する民間建築物

耐震改修促進法第14条第1号に規定する多数の者が利用する建築物のうち、民間建築物は40棟あります(令和3(2021)年現在)。40棟全ての建築物が耐震基準を満たしていることから、耐震化率は100%となります。

(2) 多数の者が利用する町有建築物

耐震改修促進法第14条第1号に規定する多数の者が利用する建築物のうち、町有建築物は28棟あります。寄居町では、学校をはじめ建築物の耐震化を積極的に進め、28棟全ての建築物が耐震性を満たしていることから、現時点での耐震化率は100%となります。

(3) 危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物

耐震改修促進法第14条第2号に規定する危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物は、町内に14棟あります。これらの建築物について、県で実施される耐震改修の促進に協力し、計画的に耐震化を進めます。

3. 要緊急安全確認大規模建築物

本町における要緊急安全確認大規模建築物の棟数は1棟あり、耐震基準を満たしていることから、耐震化率は100%となります。

4. 町有建築物

町有建築物のうち、災害対策上において重要な建築物は89棟あります。このうち67棟が耐震基準を満たしており、全体の耐震化率は75.3%となっているため、それぞれの施設の重要性、保全状況、耐震性能を勘案し、緊急性の高い施設から順次計画的に耐震診断と耐震改修を推進します。

建築物の耐震化を促進するための方策

1. 効率的かつ効果的な耐震化の推進

(1) 優先的に耐震化すべき建築物の設定

- ① 既存の木造住宅（非耐震の木造住宅）
- ② 災害時に重要な機能を果たす施設（消防施設、避難所等）

(2) 重点的に耐震化すべき区域の設定

- ① 耐震化率が低く建築物が密集している区域
- ② 避難所等の災害対策上において重要な建築物周辺の区域

2. 啓発及び知識普及への取り組み

(1) 土砂災害・地震・洪水ハザードマップの活用

各家庭へ配布、町公式ホームページ上で公開しているハザードマップの周知を図る

(2) パンフレット等による情報提供

耐震化普及のためのパンフレット等の配布、「広報よりい」への掲載等を活用し、知識普及を図る

(3) 税制の優遇措置の情報提供

税制上の優遇措置に関する情報提供を行う

(4) 融資制度の情報提供

融資制度の周知をパンフレットの配布等によって図る

(5) セミナー・講習会開催の周知

建築関係団体等が開催するセミナーや講習会を周知する

(6) 耐震診断・耐震改修マーク表示制度の周知

本制度について、パンフレットによる周知を図る

3. 耐震化を促進するための支援策の推進

(1) 住宅・建築物安全ストック形成事業（国）

本事業を活用し、耐震診断及び耐震改修の支援を行う

(2) 木造住宅の耐震診断費補助（町）

「寄居町木造住宅耐震診断助成金」により、一定要件を満たす木造住宅に対しては、耐震診断にかかる費用の補助を行う

(3) リフォームにあわせた耐震改修工事の工事費補助（町）

「寄居町住宅改修資金補助金」により、耐震改修を目的とした住宅改修の費用の一部補助を行う

(4) 旧耐震住宅の除却費補助（町）

住宅が密集する中心市街地で昭和56(1981)年以前に建築された住宅を除却する費用の一部を補助しており、今後事業の拡充について検討を進める

(5) 無料簡易耐震診断事業（県）

県が実施する木造住宅の無料簡易耐震診断について、周知を図る

(6) 埼玉県建築物耐震改修等事業（県）

当制度の周知を行う

4. その他地震時における安全対策の推進

(1) 家具等の転倒防止対策

「家具転倒防止器具」の取り付け支援（町）や「家具固定サポーター登録制度」（県）の普及を行う

(2) 耐震ベッド、耐震シェルターの普及

耐震ベッド、耐震シェルター等に関する情報の周知を図る

(3) ブロック塀等の倒壊及び被害防止対策

地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、意識啓発を行う

(4) 窓ガラス等の落下物対策

地震時の建築物からの落下物を防ぎ、安全性を確保するため、建築物の適正な維持管理の啓発を行う

(5) エレベーターの閉じ込め対策

地震時のリスク等を建築物所有者等に周知するなど、耐震安全性確保の促進を図る

(6) 老朽建築物、空き家への対策

所有者等により、老朽建築物や空き家の適切な管理がなされるよう取り組む

(7) 地震保険の加入促進

県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容などの情報提供に努め、地震保険の加入促進を図る

(8) 土砂災害対策

ハザードマップによる啓発や土砂災害警戒区域の周知とあわせて、建築物が土砂災害に対して安全な構造となるよう改修や移転等の対策実施に向けて取り組む

(9) 新耐震基準の木造住宅への対応

必要に応じて新耐震基準以降の既存耐震不適格建築物への地震対策の促進に努める

(10) 建築物の大雪対策

法改正や各種制度通知など、国の動向に注視し、建築物の大雪対策について適切な対応を図る

(11) 電気火災への対策

電気器具の転倒や電気復旧時に起こる電気火災を防止するため、避難前にブレーカーを落とす等の方法や、揺れを感知したときに電気を自動的に止める感震ブレーカー等の周知を図る